「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議」設置要領

(1. 目 的)

会議は、中国電力の潮発電所水利使用に関して、神戸川の河川環境の保全等の観点から、関係自治体がその対応方針について、関係者の意見を聴きながら、協議・調整を行うことを目的とする。

(2. 協議事項)

会議は、目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 潮発電所水利使用に関すること
- (2)神戸川の河川環境の保全と今後のあり方等に関すること
- (3) その他

(3.組織)

会議は、島根県、出雲市、飯南町、美郷町で構成し、幹事、オブザーバーをおく。 構成員は、別表1のとおりとする。

(4. 運 営)

会議は、島根県副知事が招集し、会議の運営と進行を統括する。 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。 幹事会は、必要に応じて、島根県土木部長が開催し、運営と進行を統括する。

(5. 事務局)

会議の事務局は、島根県土木部斐伊川神戸川対策課に置く。

(6. 公 開)

会議は、原則公開とする。

(7. その他)

この要領に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(8. 附則)

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

- この要領は、平成25年4月30日から施行する。
- この要領は、令和4年1月11日から施行する。

別 表1

会 議

| 団体名 | 役職等 |
|-----|-----|
| 島根県 | 副知事 |
| 出雲市 | 市長 |
| 飯南町 | 町 長 |
| 美郷町 | 町 長 |

幹事

| 団体名 | 役職等 | 摘要 |
|-----|------|----|
| 島根県 | 土木部長 | |
| 出雲市 | 副市長 | |
| 飯南町 | 副町長 | |
| 美郷町 | 副町長 | |

オブザーバー

| 団体名 | 役職等 | 摘要 |
|-----|---------|------|
| 島根県 | 農林水産部次長 | 農業担当 |
| | 農林水産部次長 | 水産担当 |